

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府宇治市大久保町西ノ端1番地1				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社 オートワークス京都 代表取締役 金井 満				
事業者の主たる業種	自動車製造				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成 20年 4月 ～ 平成 23年 3月				
基本方針	環境マネジメントシステムに基づく環境活動計画における改善計画として、省エネ活動に取組み地球温暖化抑制（Co2排出量の削減）につなげる。				
推進体制	社長を統括責任者とし、環境管理責任者を定めて実施計画の策定、推進管理を実施する。 <環境委員会（1回/2ヶ月）で進捗確認>				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001（JIS Q 14001）<財団法人 日本自動車研究所>			
	適用範囲	宇治市大久保町1番地1 ㈱オートワークス京都に関する地域 自動車の生産活動全般			
	取得年月日	1998年1月22日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20～22	塗装工程	各設備の運転時間の適正化（無駄の洗い出しによる改善：オープン、作業用空調の運転管理）		
	20～22	全社	冷暖房運転の管理（設定温度）徹底による省エネ（夏季冷房：28℃、冬季暖房：17℃）		
	20～22	全社	現場/パトロールにより各照明の適正化、きめ細かなON、OFF徹底		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	6,457 t	5,561 t	-13.9 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	0.127 t	0.127 t	0.0 %	
	排出合計	*1 6,457 t	*2 5,561 t	-13.9 %	
目標設定の考え方	排出総量は、生産台数の変動により大幅に変化する。したがって原単位を比較検討した結果、台当たり排出量の目標設定をして削減活動に取り組む。22年度に17年度比7%削減として目標を設定				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	本社工場	二酸化炭素換算 生産台数	1.40	1.34	-4.3 %
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	22年度に17年度比7%削減を達成するための年度目標を設定した。尚、生産計画台数は20年度の計画台数同等とした。				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等		（二酸化炭素換算）	
		森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量） t	
		府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量） t	
		自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kwh	（削減量） t	
		グリーン電力の購入	（熱供給量） GJ	（削減量） t	
削減量等合計		*3 t			
差引排出量 （排出合計－削減等合計）	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	*1 6,457 t	（*2）-（*3） 5,561 t	-13.9 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特記事項なし				
特記事項	1.当社は、会社創立（平成13年）以降環境マネジメントシステムに基づく環境活動計画を各年度ごとに策定し、全従業員に周知徹底すると共に環境改善（継続的改善）に取り組んでいます。 2.特に毎年6月は環境月間として、環境への啓蒙活動、省エネへの意識高揚の取組などを実施しています。				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本地の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。